

監査委員公表第12号
令和5（2023）年12月26日

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

柏崎市監査委員 土田 茂博

柏崎市監査委員 内山 万寿男

柏崎市監査委員 星野 正仁

記

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

令和4（2022）年4月1日から令和5（2023）年3月31日までに執行した財務に関する以下の事務

監査対象課	監査対象事務
市民生活部 地域事務所	ア 市税及び国民健康保険税の収納事務 イ 税外収入金の収納事務 （ア）介護保険料 （イ）後期高齢者医療保険料 （ウ）改葬許可手数料 ウ 税外収入金の徴収事務 （ア）行政財産目的外使用料 （イ）いきいき館使用料 （ウ）税関係証明手数料 （エ）戸籍住民基本台帳手数料 （オ）雑入 エ 財産収入事務 （ア）財産貸付収入事務 （イ）財産売払収入事務 オ 契約事務 （ア）修繕請負契約 （イ）業務の委託契約 （ウ）建設工事請負契約

	カ 補助金の交付事務 長嶺白鳥愛護会補助金
教育委員会 スポーツ振興課	ア 税外収入金の徴収事務 教育財産目的外使用料 イ 報酬の支給事務 (ア) 柏崎市スポーツ推進審議会委員 (イ) 柏崎市スポーツ推進委員 ウ 契約事務 (ア) 修繕請負契約 (イ) 業務の委託契約 エ 補助金の交付事務 (ア) 一般財団法人柏崎市スポーツ協会活動事業補助金 (イ) 地域ジュニア競技スポーツクラブ育成事業補助金 (ウ) 地区体育協会育成事業補助金
教育委員会 水球のまち推進室	補助金の交付事務 社会人水球クラブ強化事業補助金

(2) 選定理由

監査の対象とした事務については、各業務統制担当課から財務事務の執行に係る適正な事務処理について周知されていること及び監査対象課の特殊性などを考慮の上、監査対象課の実効性と周知内容の有効性などを検証するため監査対象とする。

2 監査の目的

財務に関する事務の執行が法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、今後の行政運営に資することを目的とする。

3 監査対象事務及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、監査対象事務の主な着眼点を次のとおり設定した。

監査対象事務	主な着眼点
(1) 市税及び国民健康保険 税の収納事務	ア 出納員及び現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか。 イ 領収書の取扱いは適正に行われているか。
(2) 税外収入金の収納事務	ウ 現金の取扱いは適正に行われているか。 エ 関係帳簿の整理は適正に行われているか。
(3) 税外収入金の徴収事務	ア 調定は適正に行われているか。 イ 納入の通知は適正に行われているか。 ウ 使用許可手続は適正に行われているか。
(4) 財産収入事務	エ 現金の取扱いは適正に行われているか。 オ 領収書の取扱いは適正に行われているか。 カ 納期限までに納入がされていない場合の督促及び延滞金の徴収は適正に行われているか。 キ 関係帳簿の整理は適正に行われているか。
(5) 報酬の支払事務	ア 委嘱手続は適正に行われているか。 イ 支払対象者及び支払金額の把握、計算は適正に行われているか。

(6) 契約事務	ア 契約の方法、手続は適正に行われているか。 イ 契約締結事務は適正に行われているか。 ウ 契約の履行確認は適切に行われているか。
(7) 補助金の交付事務	ア 交付要綱は整備されているか。 イ 事務手続は適正に行われているか。 ウ 交付対象及び交付金額の把握、計算は適正に行われているか。

4 実施する手続の内容

財務に関する事務の執行が法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また、各業務統制担当課の指示に基づく事務処理が適正に行われ、かつ有効に機能しているかなどを、関係帳簿及び証拠書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施する。

5 監査の期間

令和5（2023）年11月1日から令和5（2023）年12月7日まで

第2 監査の結果

監査を実施したところ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、以下の指摘事項については、速やかに是正するとともに、検討、改善を加える確な財務事務の執行を望むものである。

市民生活部 地域事務所

契約事務

監査対象	業務の委託契約（51件）
指摘事項	必要な競争入札を行っていない。（1件）
根拠法令	柏崎市財務規則
監査書類	見積徴収伺書、支出負担行為書、契約書、業務報告書、検査調書 等